

令和2年度 西伊豆町教育委員会第10回定例会（議事録）

- 1 開催日 令和3年3月17日（水）13:30～14:33
- 2 場所 西伊豆町中央公民館 1階 講義室
- 3 出席者 鈴木秀輝教育長、高橋浩委員（職務代理）・森本仁子委員、影山やえみ委員
[事務局 真野隆弘、石田智直、土屋千春]
- 4 欠席者 眞野有吏委員
- 5 傍聴者 なし

教 育 長：本日の出席者は4名です。過半数に達していますので、ただ今から令和2年度第10回の定例会を開催いたします。まず、議事録の承認についてですが、令和3年2月17日開催の第9回定例会の議事録については、私と眞野有吏委員が確認し署名いたしましたので、ご承認いただいてもよろしいでしょうか。

（委員：全員異議なし）

教 育 長：ありがとうございます。続きまして、今回の議事録署名委員ですが、森本仁子委員にお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

（森本委員：了解）

教 育 長：ありがとうございます。それでは、議題に入ります。第24号議案並びに第25号議案ですが、人事案件や世帯の個人情報が含まれておりますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項の規定により秘密会として審議したいと思いますので、西伊豆町教育委員会会議規則第10第2項に基づき賛否を採決します。賛成の方の挙手をお願いします。

（委員：全員挙手）

教 育 長：挙手全員です。出席者の3分の2以上の賛成がありましたので、第24号議案並びに第25号議案は、秘密会といたします。それでは、第24号議案の「令和3年4月1日付け、西伊豆町教育委員会事務局職員の人事異動について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

真 野：それでは、資料の第24号議案をご覧ください。こちらは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条第1項第3号、及び第26条第2項第4号、並びに西伊豆町教育長に対する事務委任規則第1条第1項第4号の規定に基づき提案するものでございます。

（秘密会により説明・質疑省略）

教 育 長：それでは、第24号議案の「令和3年4月1日付け、西伊豆町教育委員会事務局職員の人事異動について」を採決します。提案のとおり賛成の方は、挙手をお願いします。

（委員：全員挙手）

教 育 長：挙手全員ですので、第24号議案については、可決されました。続きまして、第25号議案の「令和3年度準要保護児童生徒の認定について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

真 野：それでは、資料の第 25 号議案をご覧ください。こちらは、学校教育法第 19 条の援助措置規定に基づく、就学援助費支給の対象とした準要保護児童生徒の認定については、要保護および準要保護児童生徒に対する就学援助費に係る事務処理要領についての通達により、教育委員会は、世帯票に基づき 3 月末日までに認定を終了するとなっていることから提案するものでございます。詳細につきましては、担当の土屋からご説明いたします。

(秘密会により説明・質疑省略)

教 育 長：それでは、第 25 号議案「令和 3 年度準要保護児童生徒の認定について」を採決します。提案のとおり賛成の方は、挙手をお願いします。

(委員：全員挙手)

教 育 長：挙手全員ですので、第 25 号議案については、可決されました。秘密会の議案が終了しましたので秘密会を解きます。

教 育 長：続きまして、第 26 号議案「西伊豆町立小中学校通学区域に関する規則の一部を改正する規則について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

真 野：それでは、資料の「第 26 号議案」をご覧ください。こちらは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 25 条第 2 項第 2 号、並びに西伊豆町教育長に対する事務委任規則第 1 条第 1 項第 2 号の規定に基づき提案するものでございます。なお、この後の第 27 号議案から第 29 号議案までに係る条文についても、こちらと同文となりますので、以下朗読を省略させていただきます。第 26 号議案の提案理由ですが、令和 3 年 4 月 1 日の中学校統合に伴い、中学校の通学区域が変更になるため、改正を行いたいものでございます。詳細につきましては、担当の石田からご説明いたします。

石 田：それでは、「西伊豆町立小中学校通学区域に関する規則の一部を改正する規則」についてご説明いたします。今回の一部改正につきましては、令和 3 年 4 月 1 日の中学校統合に伴い、中学校の通学区域が変更になるため、改正したいものでございます。それでは、まず資料 2 ページの新旧対照表をご覧ください。左側が現行、右側が改正案となっております、下線部分が改正箇所になります。まずは、別表第 1 の西伊豆中学校の通学区域を「仁科小学校及び田子小学校の通学区域」から「町内全域」に改め、その下の「賀茂中学校」の部分を削除します。続いて、別表第 2 の学校名の一番下が「西伊豆中学校又は賀茂中学校」となっておりますが、そちらを「又は賀茂中学校」の部分を削除し、「西伊豆中学校」とします。それでは、1 ページ目の改正条文をご覧ください。最後の附則です。この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行するというものでございます。以上、簡単ですが説明とさせていただきます。

教 育 長：何かご質問、ご意見等ありましたらお願いします。規則の改正ということですので。

教 育 長：それでは、第 26 号議案「西伊豆町立小中学校通学区域に関する規則の一部を改正する規則」について採決いたします。提案のとおり賛成の方は、挙手をお願い

いします。

(委員：全員挙手)

教 育 長：ありがとうございます。挙手全員ですので、第26号議案については、可決されました。続きまして、第27号議案「西伊豆町遠距離幼児、児童及び生徒通学補助規則の一部を改正する規則」について議題といたします。事務局から説明をお願いします。

真 野：それでは、資料の第27号議案をご覧ください。この議案の提案理由ですが、令和3年4月1日の中学校統合に伴い、中学生のバス通学で補助の対象となる区域が変更となるため、改正を行いたいものでございます。詳細につきましては、担当の石田の方から説明いたします。

石 田：それでは、「西伊豆町遠距離幼児、児童及び生徒通学補助規則の一部を改正する規則」についてご説明いたします。それでは、資料2ページの新旧対照表をご覧ください。第2条「補助の対象」の中段の中学校の部分ですけれども、こちらが「大沢里、浮島、田子及び安良里地区の生徒」とありますのを「大沢里、一色、中、仁科、田子及び安良里地区の生徒」に改めたいものでございます。それでは、1ページ目にお戻りください。最後の附則です。この規則は、令和3年4月1日から施行するというものでございます。以上、簡単ですが説明とさせていただきます。

教 育 長：それでは、ご意見、ご質問等ありましたらお願いいたします。

教 育 長：それでは、第27号議案の「西伊豆町遠距離幼児、児童及び生徒通学補助規則の一部を改正する規則」についての裁決をいたします。提案のとおり賛成の方は、挙手をお願いします。

(委員：全員挙手)

教 育 長：ありがとうございます。挙手全員ですので、第27号議案については、可決されました。続きまして、第28号議案「西伊豆町立小中学校文書取扱要領の一部を改正する要領」について議題といたします。事務局から説明をお願いいたします。

真 野：それでは、資料の第28号議案をご覧ください。この議案の提出理由ですが、小中学校における文書の取扱いについて、現状の取扱いに合わせた改正を行いたいものでございます。詳細につきましては、担当の石田から説明させていただきます。

石 田：それでは、「西伊豆町立小中学校文書取扱要領の一部を改正する要領」についてご説明いたします。今回の一部改正につきましては、小中学校における文書の取扱いにおいて、現状で行っている取扱いに合わせるため、改正をしたいものでございます。なお、この一部改正の内容は、松崎町とすり合わせを行いまして、両町で同じように改正を行うものでございます。それでは、まず1点修正がございます。資料1ページをご覧ください。右上の日付の下に「西伊豆町教委規則 号」とありますが、この中の「規則」を「要領」に修正をしてください。

申し訳ございません。「規則」ではなくて「要領」です。それでは、説明を続けていきます。まず、資料8ページをご覧ください。主な箇所のみご説明いたします。資料8ページから12ページまでが、条文それから条の見出しの改正となりますけれども、こちらを改正案のとおり改めます。改正箇所が非常に多くて大変ですけど、下線の部分が修正の箇所となります。それから、13ページです。13ページが第10条の条文を「文書には、別表に定める記号及び文書収発簿により」と改めますので、これに伴いまして、改正案の別表を追加します。続いて、資料14ページと15ページです。様式第2号「文書収発簿」を資料14ページの旧様式から資料15ページの新様式に改めます。続いて、資料16ページになります。様式第3号「供覧印」を左側の旧様式から右側の新様式に改めます。続いて、17ページと18ページです。様式第4号を資料17ページの旧様式から資料18ページの新様式に改めます。続いて、19ページから21ページまでです。資料19ページの様式第5号－1、資料20ページの様式第5号－2、資料21ページの様式第5号－3の3つの様式を削除します。最後に附則になります。資料の7ページをご覧ください。1 この要領は、令和3年4月1日から施行する。2 この要領の施工の際、現にこの要領による改正前の規定により作成された用紙は、当分の間調整して使用することができる。3 この要領の施工前に従前の様式により取り扱ったものは、改正後の相当する様式により取り扱ったものとみなす。以上、簡単ですが説明とさせていただきます。

高橋委員：聞いてもわかんないな。

石 田：そうですね。今、現状でやっているものに合わせるかたちで改正して行こうということになりましたので、頑張って事務の先生たちがすり合わせて直したものでございます。

教育長：4ページなんて、今はやっているの。

石 田：はい。

教育長：変わってなかったってこと。

石 田：そうですね。

高橋委員：保存文書の廃棄届を削除するとどこに廃棄した旨の表記がわかるの。起発簿。19・20ページとか削除しているけど、保存文書の廃棄のところがなくなると、どこに関与するのか。個人情報とかそういういろいろな重要な文書など。それは、みんな19ページとか。これが削除されるとこれに代わりのもが・・・。

石 田：代わりのもがなくても、収発簿というか管理表の中に含まれています。

高橋委員：そういうふうになっていけば良いよね。現行の部分はあるわけだね。

石 田：元の部分の方で持っているものがあるので。

教育長：備品台帳の方には廃棄とかと書きますよね。

高橋委員：そこがたぶん何個かダブっているもので廃棄したんだよね、いらぬから。分かりました。事務局は、分かっているけど教育委員は分かんないよね。

石 田：学校でどのようにやっているかなど、中々把握しないところもありまして。

教育長：学校だと使えなくなったものなんか処分するのに備品台帳があるので、そこで削

除となっているかどうか、それを見て削除と線が引いてなかったりすると廃棄届を事務員にしてもらって、それが通ったら捨てるというような処理をしてから捨てる、そういうかたちを取っています。たまに誰か勘違いして違うものを捨てちゃって、8月に点検をやる時にそれらしいものがないなんてことがたまにあったりもしますけれども。そこでちゃんと廃棄の手続きをしないで捨てちゃう。特に経験の少ない先生とかはそういうのが分かってないので昔よくありました。

真野：この取扱いをやめるということ。5号からの廃棄関係の事務処理を今までこの書類に基づいてやったというのを、今回からその取扱いをやめるようことになるのかな。

石田：もっと簡易的に出来るようにということですね。

真野：先ほど教育長が言ったように1個1個文書を廃棄する処理は、量的に多くなり、書類も多くなったりしますので、この機会に無くして行こうというところもあります。

教育長：よろしいでしょうか。それでは、第28号議案の「西伊豆町立小中学校文書取扱要領の一部を改正する要領」について裁決いたします。提案のとおり賛成の方は、挙手をお願いします。

(委員：全員挙手)

教育長：ありがとうございます。第28号議案については、全員挙手ですので可決をされました。続きまして、第29号議案の「西豆共同学校事務室の組織及び運営に関する要綱の制定」について議題といたします。事務局から説明をお願いいたします。

真野：それでは、資料の第29号議案をご覧ください。この議案の提案理由ですが、令和2年度から静岡県教育委員会からの指示により、各小中学校の共通の事務処理を行う共同学校事務室の設置が必要となり、西伊豆町は松崎町と共同で事務室の設置をしているため、組織や運営に関する要綱の制定を行いたいものでございます。詳細につきましては、担当の石田から説明をいたします。

石田：それでは、「西豆共同学校事務室の組織及び運営に関する要綱」の制定についてご説明いたします。この要綱は、令和2年度から静岡県教育委員会の指示により、県内の各市町において、各小中学校の共通の事務処理を行う「共同学校事務室」の設置が必要となり、西伊豆町は松崎町と共同で松崎小学校の空き教室を使って事務室の設置をしています。そのため、組織や運営に関する要綱の制定を行いたいものでございます。なお、この要綱の内容は、こちらも松崎町とすり合わせを行いまして、両町で同じように制定を行うものでございます。それでは、資料1ページをご覧ください。主な箇所のみご説明いたします。まずは、第1条「趣旨」です。この要綱は、西伊豆町立学校管理規則第27条の2の規定に基づき、共同学校事務室の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとします。続きまして、第2条「設置及び組織」です。共同学校事務室の設置及び組織は、別表第1のとおりとします。第2項、共同学校事務室は、共同学校事務室設置校の校長及び所属校の事務職員をもって組織します。第3項、

共同学校事務室に、室長及び副室長を置きます。第4項、室長は、共同学校事務室に調整担当事務職員を置くことができます。第5項、室長は、共同学校事務室をチーム編成することができるものとし、チームごとにチームリーダーを置きます。続いて、第3条の「職務」です。設置校長、室長、副室長、調整担当事務職員及びチームリーダーの職務は、別表第2のとおりとします。続いて、第4条「共同学校事務室協議会」です。西伊豆町教育委員会及び松崎町教育委員会は、共同学校事務室の円滑な運営を図るため、西豆共同学校事務室協議会を設置することができます。続いて、第5条「専決」です。教育委員会は、別表第3に掲げる専決事項について、設置校長に内部委任し、校長から室長に復委任することができます。ただし、各所属校において専決することが適当である場合は、委任しないことができます。最後に附則となります。2ページをご覧ください。2ページ目の最後です。この要綱は、令和3年4月1日から施行するものでございます。以上が、第29号議案の説明とさせていただきます。

教 育 長：別表の説明はいいのかな。

石 田：別表第1が設置校と所属校になりまして、別表第2が職務でなにをやるかというもので、別表第3が専決の関係についてとなります。扶養手当とか住居手当とか通勤手当とかの認定及び確認というのが専決事項ということですよ。

教 育 長：それでは、提案についての質問とかご意見がありましたらお願いいたします。共通した事務を行うということで今、事務さんたちも月に1～2度集まって相談しながら、すごく仕事の量がたくさんあって内容も難しいので、特に若い先生とかは分からないことが多いのでベテランも一緒に集まって相談しながらやっているところでもありますけれども、その中で共通したものについて特に室長のところで中心になってやっています。室長のところに補助みたいなかたちで調整担当事務職員が3ページにありますけれども、それが松崎小学校の方に1人週15時間ということで配属されています。事務所の方で西伊豆町にも初めはひとくくりで1人15時間だったんですけども、来年度から西伊豆町にも松崎町にも15時間ずつ配属してくれるということになったもんですから、4月からは西伊豆中学の方にこの調整担当事務職員に入っていただいて、週15時間くらいだけですけれども、そういう連絡調整とかをやってもらえるというふうになります。では、質問はないでしょうかね。それでは、第29号議案の「西豆共同学校事務室の組織及び運営に関する要綱」の制定について裁決いたします。提案のとおり賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(委員：全員挙手)

教 育 長：ありがとうございます。挙手全員ですので、第29号議案については可決されました。本日の議事案件はすべて終了いたしました。令和2年度第10回の定例会を終了します。皆様、お疲れ様でした。